

Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在																																									
～2025年6月30日	2025年7月1日～																																								
Microsoft 365 from NTT Communications 利用規約 第 1 章 総則 (本規約の目的) 第 1 条 1 当社は、この Microsoft 365 from NTT Communications 利用規約（別記及び料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Microsoft 365 from NTT Communications 及び関連するサービス（当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。 2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。 (用語の定義) 第 5 条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1 電気通信設備</td><td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td></tr><tr><td>2 電気通信サービス</td><td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td></tr><tr><td>3 Microsoft 365 from NTT Communications サービス</td><td>Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと</td></tr><tr><td>4 Microsoft 365 from NTT Communications サービス取扱所</td><td>本サービスに関する業務を行う当社の事業所</td></tr><tr><td>5 料金月</td><td>1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT Communications 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間</td></tr><tr><td>6 消費税相当額</td><td>消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</td></tr><tr><td>7 契約番号</td><td>開通案内に記載している契約者毎に付与される番号</td></tr><tr><td>8 利用料金</td><td>初期費用及び月額料金</td></tr><tr><td>9 付加サービス提供会社</td><td>Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者</td></tr></table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 Microsoft 365 from NTT Communications サービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと	4 Microsoft 365 from NTT Communications サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所	5 料金月	1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT Communications 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間	6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号	8 利用料金	初期費用及び月額料金	9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者	Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 利用規約 第 1 章 総則 (本規約の目的) 第 1 条 1 当社は、この Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 利用規約（別記及び料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 及び関連するサービス（当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。 2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。 (用語の定義) 第 5 条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1 電気通信設備</td><td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td></tr><tr><td>2 電気通信サービス</td><td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td></tr><tr><td>3 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス</td><td>Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと</td></tr><tr><td>4 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス取扱所</td><td>本サービスに関する業務を行う当社の事業所</td></tr><tr><td>5 料金月</td><td>1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間</td></tr><tr><td>6 消費税相当額</td><td>消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</td></tr><tr><td>7 契約番号</td><td>開通案内に記載している契約者毎に付与される番号</td></tr><tr><td>8 利用料金</td><td>初期費用及び月額料金</td></tr><tr><td>9 付加サービス提供会社</td><td>Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者</td></tr></table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと	4 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所	5 料金月	1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間	6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号	8 利用料金	初期費用及び月額料金	9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者
用語	用語の意味																																								
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																								
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																								
3 Microsoft 365 from NTT Communications サービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと																																								
4 Microsoft 365 from NTT Communications サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所																																								
5 料金月	1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT Communications 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間																																								
6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額																																								
7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号																																								
8 利用料金	初期費用及び月額料金																																								
9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者																																								
用語	用語の意味																																								
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																								
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																								
3 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと																																								
4 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所																																								
5 料金月	1 の暦月の起算日（当社が Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間																																								
6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額																																								
7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号																																								
8 利用料金	初期費用及び月額料金																																								
9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者																																								

～2025年6月30日				2025年7月1日～					
3. 提供プラン一覧表				3. 提供プラン一覧表					
表 1. 新プログラムの Microsoft 365 プラン				表 1. 新プログラムの Microsoft 365 プラン					
プラン	月額料金/ID		特記事項	プラン	月額料金/ID		特記事項		
	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日 *36	2025 年 4 月 1 日～ *46			2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日 *36	2025 年 4 月 1 日～ *46			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
Exchange Online Essentials from NTT Com (旧 Exchange Online Business)	380 円 (税込 418 円)	399 円 (税込 438 円)	*2、*3	Exchange Online Essentials	380 円 (税込 418 円)	399 円 (税込 438 円)	*2、*3		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)				(略)					
				附 則 (2025年6月27日 C A S 2 サ000400013418-01号) (実施期日) 1 この改正規定は、2025年7月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定の実施に伴い、次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱いま す。 <table><tr><td>Microsoft 365 from NTT Communications利用規約 Microsoft 365 from NTT Communicationsサービス</td><td>Microsoft 365 from NTTドコモビジネス利用規約 Microsoft 365 from NTTドコモビジネスサービス</td></tr></table> 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。				Microsoft 365 from NTT Communications利用規約 Microsoft 365 from NTT Communicationsサービス	Microsoft 365 from NTTドコモビジネス利用規約 Microsoft 365 from NTTドコモビジネスサービス
Microsoft 365 from NTT Communications利用規約 Microsoft 365 from NTT Communicationsサービス	Microsoft 365 from NTTドコモビジネス利用規約 Microsoft 365 from NTTドコモビジネスサービス								
以上				以上					